

事前確認チェックリストの主な改正点

1. 今回の改正（第4版） 平成17年9月2日

1) 認定基準の改正（平成17年8月29日 経済産業省告示第222号）に伴う改正

「3. 業務実施方法 / 三 外注」を認定基準の改正（注）に整合させた。

（注）これまでは、外注先がMLAP事業者であっても、外注を行う者は内部監査と同じ方法で外注先の適合性の確認を実施することを要求していましたが、認定基準の改正により外注先がMLAP事業者の場合は、認定の有効性の確認を行うこととなりました。

2) 認定基準の運用変更（平成17年9月2日 経済産業省産業技術環境局知的基盤課）に伴う改正

基礎情報に計量管理者（副）の実務経験等をチェックする項目を追加し、認定基準の運用変更（注）に整合させた。

（注）これまでの運用では、「計量管理者の職務権限を代行する者を置くことは認められない。」としていましたが、これを改め、「計量管理者が不在の場合、当該権限及び責任を代行する者（計量管理者（副））を置くことができる。」ようになりました。必要がなければ計量管理者（副）を設置する必要はありません。

2. 前回の改正（第3版） 平成16年4月8日

基礎情報として以下の事項をチェックする項目を追加した。

1. 認定を受けようとする認定の区分に係る媒体。
2. 計量管理者の実務経験等
3. 事業所の媒体毎の計量証明実績
4. 事業所の検証試験等の実施
 - 1) 制定した品質システムの実効性確認のための試験の実施
 - 2) 適正な計量が実施できることを確認するための試験の実施
5. 内部監査、マネージメントレビュー（実施体制の見直し）の実施